

## **選挙期日当日の投票所閉鎖時間の繰上げ等について（案）**

**令和8年2月  
銚子市選挙管理委員会**

## 目 次

1 投票時間の現状と課題について	・・・	1
(1) 現状	・・・	1
(2) 課題	・・・	2
2 選挙期日当日の投票時間の見直しの方針	・・・	2
(1) 見直しの方針	・・・	2
(2) 実施時期	・・・	2
3 見直しによる影響及び対策と期待される効果	・・・	3
(1) 見直しによる影響及び対策	・・・	3
(2) 期待される効果	・・・	3
※ 電子投票について（県内初の取組み）	・・・	3

## I 投票時間の現状と課題について

### (I) 現状

#### ア 本市の状況

- (7) 公職選挙法に基づき市役所2階会議室に設置する期日前投票所の投票時間は、午前8時30分から午後8時までとなっています。
- (8) また、選挙期日当日の投票所（市内16投票所）の投票時間は、午前7時から午後8時までとなっています。
- (9) 令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙における投票状況

期日前投票所及び選挙期日当日における午後6時以降の投票状況は、次の表のとおりです。

	投票者数及び投票率			
	期日前投票所		当日投票所	
	投票者数	投票率	投票者数	投票率
午後6時台	739人	1. 6%	875人	1. 89%
午後7時台	440人	0. 95%	508人	1. 1%
合計	1, 179人	2. 55%	1, 383人	2. 99%

※ 投票率は、選挙当日有権者数（46, 185人）に対する割合（小数点第3位を四捨五入）です。

※ 投票者数は、期日前投票所にあっては令和7年7月4日（金）から19日（土）までの16日間、市役所2階会議室に設置した期日前投票所における投票者数の合計、当日投票所にあっては令和7年7月20日（日）における市内全16投票所における投票総数です。

また、選挙当日有権者数（46, 185人）ではなく、当該選挙における投票者総数（千葉県選挙区：22, 700人）に対する割合（小数点第3位を四捨五入）は、次の表のとおりです。

	投票者数及び投票率			
	期日前投票所		当日投票所	
	投票者数	投票率	投票者数	投票率
午後6時台	739人	3. 26%	875人	3. 85%
午後7時台	440人	1. 94%	508人	2. 24%
合計	1, 179人	5. 19%	1, 383人	6. 09%

※ 鴨川市は、当該参議院議員通常選挙から、当日投票所の閉鎖時刻を繰上げましたが、直近の令和6年10月27日執行衆議院議員総選挙における午後6時以降の投票率は、5. 87%であり、投票率だけを見れば本市の状況と類似しています。

なお、期日前投票所及び当日投票所における投票者を合計した投票者数における選挙当日有権者数（46, 185人）及び当該選挙における投票者総数（千葉県選挙区：22, 700人）に対する割合は、次の表のとおりです。

	投票者数及び投票率			
	選挙当日有権者数		当該選挙における投票者総数	
	投票者数	投票率	投票者数	投票率
午後6時台	1, 614人	3. 49%	1, 614人	7. 11%
午後7時台	948人	2. 05%	948人	4. 18%
合計	2, 562人	5. 55%	2, 562人	11. 29%

## イ 公職選挙法

公職選挙法（昭和25年第100号）第40条第1項は、「投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる」と規定しています。また、そのただし書において、「『選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合』又は『選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合』に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる」と規定しています。

### (2) 課題

ア 投票立会人は、午前7時から午後8時までの13時間に及ぶ長時間、投票に立ち会われています。人口減少や高齢化に伴い投票立会人の担い手の不足が大きく報道されており、本市においても投票立会人に係る負担を軽減し、その担い手を確保するための取り組みが求められています。

イ また、開票の結果は深夜の時間帯に確定するため、多くの市民が選挙の結果を了知するのは、選挙期日の翌日となっています（選挙管理委員会はWebや報道機関に即時に情報を提供しています。）。

ウ さらに、働き方改革が求められている中、投票事務に従事する職員の負担の軽減を図る必要があります。特に開票事務を併せて行う職員は、20時間前後連続してその業務に従事することとなり、十分な休息を取ることなく翌日以降の業務に従事せざるを得ない状況です。

## 2 選挙期日当日の投票時間の見直しの方針

### (1) 見直しの方針

公職選挙法第40条第1項ただし書の「選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合」に則り、投票所を閉じる時刻をこれまでの午後8時から午後6時と2時間繰り上げるものとします。

### (2) 実施時期

令和9年4月に執行を予定する銚子市議会議員選挙から試行的に実施します（それまでの間において衆議院議員総選挙が執行される場合には、当該選挙から実施します。）。

なお、当該選挙の結果、投票率の減少が明らかに投票所を閉じる時刻の繰り上げによるものと認められる場合には、従前どおりとすることも検討します。

### 3 見直しによる影響及び対策と期待される効果

#### (1) 見直しによる影響及び対策

1 (1)ア(イ)に記載のとおり、令和7年3月執行の千葉県知事選挙を見れば、選挙期日当日の午後6時から午後8時までの間に、当該選挙の投票総数の約6%の方々が投票しています。このため、これらの投票者の行動を次の方策により変容します。

ア 外部期日前投票所（イオンモール銚子）を閉鎖する時刻の1時間繰り下げ（午後6時から午後7時に繰り下げ）。

イ 電磁的記録式投票機を用いて行う投票（以下「電子投票」という。）の実施（県内初の取組み）

#### (2) 期待される効果

ア 投票環境の向上

選挙前日においては、外部期日前投票所（イオンモール銚子）及び期日前投票所（市役所2階会議室）の投票者数は、ほぼ同数です。外部期日前投票所（イオンモール銚子）の投票所を閉鎖する時刻を1時間繰り下げる（午後6時から午後7時に繰り下げ）ことにより、より外部期日前投票所を利用しやすくなります。

イ 投票管理者及び投票立会人等の負担の軽減

今回の見直しにより、投票管理者及び投票立会人並びに選挙事務に従事する職員の身体的負担が大幅に軽減されることになります。

ウ 投票所を閉鎖する時刻の繰り下げと電子投票を併せて導入することにより、選挙人が選挙の結果を速やかに了知することができます。

エ さらに、国は、電子投票に係る経費を特別交付税の対象にしています。このことは、国もDXを促進し、電子投票が多くの自治体で導入されることを企図したものです。県内初となる銚子市から実績を積み上げ、県内自治体への横展開を図り、国政選挙でも実施される下地を作ろうとするものです。

#### ※ 電子投票について（県内初の取組み）

##### (1) 電子投票導入のメリット

ア 画面を数回タッチするだけの簡単な操作方法のため、これまで代理投票制度を利用されていた選挙人も自身で投票しやすくなります。

イ 電子投票では、棄権以外の無効票がなくなり、選挙人の意思を最大限尊重することができるようになります。

ウ 投票に関する疑義が減少することにより、争訟に発展するリスクが減少します（本市は前回・前々回と異議申出があった。）。

エ 開票に要する時間が短縮されることにより、市民に選挙結果を速やかにお知らせすることができるようになります。

オ 開票立会人をはじめとする開票事務に従事する者の負担が軽減されます。

##### (2) 電子投票導入のデメリット

現行の法体系では、地方選挙（条例を制定した場合における、当該自治体の選挙のみ）しか導入できないため、国政選挙や千葉県の選挙と投票方法が異なり、選挙人に混乱が生じるおそれがあります。